

## イメージデータで提出可能な添付書類 (申請・届出等(間接諸税関係))

イメージデータ (PDF形式) による提出が可能な手続及び主な添付書類は、次のとおりです。  
なお、この一覧は、平成29年3月31日現在の法令に基づくものです。

### ○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項

- 1 「更正の請求書(次葉)」など、電子データ(XML形式)により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。  
なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「[利用可能手続\(申請・届出等\)間接諸税関係](#)」でご確認ください。
- 2 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類について、税務署がその内容を確認する必要があるときは、申請・届出等を提出した日から5年間これらの書類の提出又は提示を求めることがあります。

手続の名称	添付書類の名称	税務署が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無
印紙税書式表示承認申請 (印紙税法第11条第1項) (印紙税法施行令第10条第1項)	承認を受けようとする課税文書(ひな型)	無
印紙税不納付事実申出 (印紙税法第20条第2項) (印紙税法施行令第19条第1項)	不納付に係る課税文書又はその写し若しくはひな型	無
印紙税更正請求 (国税通則法第23条)	更正の請求の理由となった事実を証明する書類	有 (注)
揮発油税及び地方揮発油税課税物件被災確認申請 (災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第13条、第14条)	被災物件に対する損失補てん明細書	無
揮発油税外国公館等用免税移出承認申請 (租税特別措置法第90条の3第1項) (租税特別措置法施行令第48条の5第1項、第2項)	①外交官等用揮発油購入証明書 ②揮発油税外国公館等用揮発油販売証明書	有
揮発油税及び地方揮発油税合衆国軍用途免税承認申請 (日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令第3条第1項)	①米国軍隊のために調達せる資材・供給品・備品に係る免税に関する証明書(第3号様式) ②米国軍隊のために調達せる資材・供給品・備品に係る免税に関する証明書(第4号様式) ③揮発油税・地方揮発油税駐留軍用揮発油消費実績等確認書(第6号様式) ④揮発油税・地方揮発油税駐留軍用揮発油販売確認書(第8号様式)	有

手続の名称	添付書類の名称	税務署が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無
揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告 (租税特別措置法第89条の2第6項)	揮発油税特定石油化学製品移入証明書	有
揮発油税及び地方揮発油税更正請求 (国税通則法第23条)	更正の請求の理由となった事実を証明する書類	有 (注)
石油ガス税課税物件被災確認申請 (災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第13条、第14条)	被災物件に対する損失補てん明細書	無
石油ガス税更正請求 (国税通則法第23条)	更正の請求の理由となった事実を証明する書類	有 (注)
航空機燃料税更正請求 (国税通則法第23条)	更正の請求の理由となった事実を証明する書類	有 (注)
たばこ税及びたばこ特別税課税物件被災確認申請 (災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第13条、第14条)	被災物件に対する損失補てん明細書	無
たばこ税及びたばこ特別税更正請求 (国税通則法第23条)	更正の請求の理由となった事実を証明する書類	有 (注)
石油石炭税課税物件被災確認申請 (災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第13条、第14条)	被災物件に対する損失補てん明細書	無
石油石炭税更正請求 (国税通則法第23条)	更正の請求の理由となった事実を証明する書類	有 (注)
電源開発促進税更正請求 (国税通則法第23条)	更正の請求の理由となった事実を証明する書類	有 (注)
被災自動車に係る自動車重量税還付申請 (災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第8条第1項) (災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第15条の3)	①被災自動車確認書 ②自動車重量税納付税額証明書 ③軽自動車届出済証返納証明書	有

(注) 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類のみが対象となります。